

個人住民税特別徴収



Q 特別徴収は新しい制度なのですか？

A 個人住民税の特別徴収義務は、従来から地方税法や市町村条例に規定されています。

Q なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか？

A これまでも、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要があり、特に法律改正が行われたわけではありません。

Q 特別徴収によってどのようなメリットがありますか？

A 事業主の皆様には、所得税のように、税額の計算や年末調整をしていただく手間はありません。

従業員の皆様には、次のようなメリットがあります。

- ・ 従業員一人ひとりが金融機関等へ納税に出向く手間を省きます。
- ・ 年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収より、1回あたりの負担額が少なくなります。
- ・ 月々の給与等の支払いの際に差し引きされるため、納め忘れがありません。

Q 新たに特別徴収を始めるには、どのような手続きをすればいいのですか？

A 毎年1月末までに提出していただく給与支払報告書(総括表)の「報告人員」欄に、特別徴収する人数を記載し、各市町に提出してください。また、年度の途中からでも特別徴収を開始することができます。なお、詳しくは下記の各市町にご確認ください。

■ ご理解とご協力をお願い申し上げます。



このチラシの
お問合せ先

| | |
|---------------|----------------|
| 堺市市民税管理課特別徴収係 | ☎ 072-228-7043 |
| 泉大津市税務課市民税係 | ☎ 0725-33-1131 |
| 和泉市税務室市民税担当 | ☎ 0725-41-1551 |
| 高石市税務課市民税係 | ☎ 072-265-1001 |
| 忠岡町税務課町民税係 | ☎ 0725-22-1122 |